

日本海ガス株式会社
2026 年 6 月 26 日

政府の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」による 都市ガス料金の値引きについて

日本海ガス株式会社（本社：富山県富山市、代表取締役社長 新田 洋太郎）は、政府の「電気・ガス料金負担軽減支援事業（以下、「本事業」）」の実施を受け、都市ガス料金の値引きを行います。

本事業は、政府が指定する値引き単価により、お客さまの使用量に応じた都市ガス料金の値引きを行った事業者に対して、その値引き原資を政府が支援するものです。

値引き後の毎月のガス料金については、弊社ホームページや「ガスご使用量のお知らせ」（検針票）等にてお知らせいたします。

なお、本事業による値引きに際して、お客さまご自身でのお手続きや弊社へのご連絡は不要であり、値引きにあたって個人情報や手数料を求めることはありませんので、ご注意ください。

■値引きの期間と値引き単価

本事業の対象期間（2026年7月使用（8月検針）分～9月使用（10月検針）分）においては、都市ガス料金に適用となる原料費調整単価から以下の値引き単価を差し引いた単価に基づきガス料金を算定いたします。

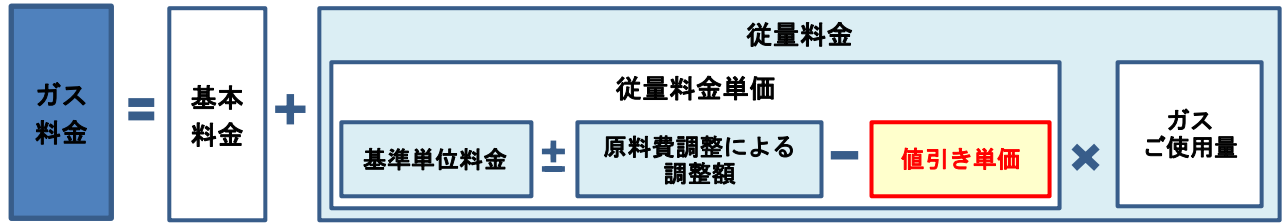
対象期間	値引き単価（税込）	標準家庭（1か月のご使用量が [※] 20m ³ ）の月額値引き額（税込）
2026年7月使用（8月検針）分	1m ³ あたり 14.0円	280円
2026年8月使用（9月検針）分	1m ³ あたり 18.0円	360円
2026年9月使用（10月検針）分	1m ³ あたり 14.0円	280円

※都市ガスの年間契約量が[※]1,000万m³以上のお客さま及び発電事業者は対象外となります。

※本事業の変更等により、値引き単価や期間が変更となる場合があります。

※各月に適用される従量料金単価は弊社ホームページ (<https://www.ngas.co.jp/gas/toshi/>) にて、ご確認ください。

■ 値引き適用期間中のガス料金の計算方法



■ 「ガスご使用量のお知らせ」(検針票) での確認方法

検針月を記載いたします。

ご使用量を記載いたします。

本事業期間中は値引き適用後の従量料金単価を記載いたします。

本事業期間中は値引き適用後のご請求予定金額を記載いたします。

本事業期間中は値引き単価をお知らせいたします。

1か月のご使用量		当月単価
0m ³ から	10m ³ まで	271.23円
10m ³ をこえ	170m ³ まで	209.56円
170m ³ をこえ	500m ³ まで	191.34円
500m ³ をこえる場合		179.38円

政府の支援により使用量 (m³) × 1.5円 (税込) が値引きされています。

■ 本事業に関するお問い合わせ

本事業の詳細につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。電気・ガス料金支援問い合わせ窓口へお問い合わせください。

「経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト」

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

「お問い合わせ窓口」

資源エネルギー庁 電気・ガス料金支援問い合わせ窓口

TEL : 0120-013-305

※受付時間 : 平日 9 : 00~17 : 00

以上

本件に関するお問い合わせ

日本海ガス株式会社

管理部料金センター 長谷川

TEL : 076-442-5020